

## VOL4 訪問介護費

### 1. 基本部分の単位数

#### イ. 身体介護が中心である場合

##### ●身体介護

- ・「利用者の身体に直接接触して行う介助」並びに、「これを行うために必要な準備や後始末」
- ・「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助」  
(排泄・食事介助、清拭・入浴など)

##### (1) 所要時間20分未満の場合

1回につき所定単位数を算定する。

##### ●算定要件

(一)又は(二)の場合に算定する。

(一) 前回提供した訪問介護からおおむね2時間以上の間隔を空けること。

(二) 前回提供した訪問介護からおおむね2時間以上の間隔を空けない場合(頻回の訪問)は、以下全ての要件をみたすこと。

##### <利用対象者>

- ・ 要介護1又は要介護2までの者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」又は、「要介護3から要介護5までの者であって、障害老人の日常生活自立度ランクBからCまでの者」
- ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議(サービス提供責任者が参加しなければならない)が、3月に1度以上開催され、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要であると認められた者。

##### <体制要件>

- ・ 常時、利用者等からの連絡に対応できる体制にあること。
- ・ 次のいずれかに該当すること。
  - a 定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受け、一体的に実施している。
  - b 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している。(要介護3から要介護5までの利用者に限る)

頻回の訪問を20分未満の身体介護を算定する利用者に係る1月当たりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)(訪問看護サービスを行わない場合)の範囲内とする。

##### 障害老人の日常生活自立度ランクBからCまでの者

疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰に生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの

所要時間20分以上については、次の所要時間の区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

(2) 20分以上30分未満

(3) 30分以上1時間未満

(4) 所要時間1時間以上 564単位に30分を増すごとに80単位を加算した単位数を算定する。

#### ロ. 生活援助が中心である場合

##### ●生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの。

次の所要時間の区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

(1) 20分以上45分未満

(2) 45分以上

##### ●イ. 身体介護が中心である場合の(2)～(4)に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行った場合

生活援助が中心である訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

●訪問介護の所要時間

イ. 及びロ. の単位数は、サービス1回ごとの所要時間に応じて算定します。所要時間とは実際にかかった時間ではなく、1回のサービスを提供するのに必要と思われる標準時間のことです(ケアマネジャーが前月にサービス提供票に書いた予想時間を算定する。実際のサービスがオーバーしても早く終わっても)。

30分ぴったりのサービス:30分未満、1時間ぴったりのサービス:1時間未満、と考える。

● 1日に複数回算定するときは、時間の間隔をおおむね2時間以上とする。利用者の特別な事情により短時間の間隔で複数回の訪問を行う場合は、それぞれの所要時間を合計して1回として算定する。

ただし、「体制要件を満たしているうえで20分未満の身体介護中心型を算定する場合」、「緊急時訪問介護加算を算定する場合」、「通院等乗降介助を算定する場合」を除く。

ハ. 通院等乗降介助

●通院等乗降介助

通院等のため、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加え、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う。

要介護1以上の利用者に対して、通院等乗降介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

ハ. の単位数は、所要時間に関わりなく算定します。

● 1人の利用者に対して複数の訪問介護員が交替して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護として合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員ごとに複数回の訪問介護として算定できない。

● 短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は、算定しない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、ハ. の所定単位数を算定する。

● 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する事業所では、他の訪問介護をともに算定できる。

夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所では、訪問介護を算定できない。

2. 基本部分の加算

加算の名称	算定要件
二. 初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合、1月につき200単位を加算する。 本加算は、利用者が過去2月間に訪問介護のサービスの提供を受けていない場合に算定できる。
ホ. 生活機能向上連携加算	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士等)が、利用者の居宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。